

## 長期研修制度の運用指針

平成21年4月1日制定

改正 平成30年4月27日

この指針は、青森公立大学長期研修制度運営規程第5条第5項の規定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1 教員の授業負担

長期研修となる教員の1学期で行う授業は、3コマ以上とする。

### 2 授業科目の配当学期

長期研修となる教員の担当する授業科目が必修科目の場合、配当学期は移動できないものとする。

### 3 優先順位の基準

当該年度の長期研修は、原則として予算の範囲内とし、以下の基準により優先順位を決めるものとする。

- (1) 教育貢献・研究貢献・学内貢献・地域貢献の4分野において貢献度が高い者を優先する。ただし、学長・学部長・研究科長・図書館長・地域連携センター長・特別補佐の役職は考慮しない。この貢献度によりA種の適用者を決定する。
- (2) 直近3年間の研修業績及び研究活動を考慮し、研究業績の優れている者及び研究意欲と能力の優れている者を優先する。
- (3) 年齢の若い者を優先する。
- (4) 過去に選考された回数の少ない者を優先する。
- (5) 長期研修終了後1年以内に、研修の成果を確実に報告できる者を優先する。

### 4 長期研修の報告

長期研修期間終了後、1年以内にその成果をまとめ、青森公立大学論纂又は学会論文として掲載するものとする。ただし、学会論文は1年以内に採択されるものとする。

#### 附 則

(実施期日)

この運用指針は、平成21年4月1日から実施する。

#### 附 則

(実施期日)

この運用指針は、平成30年5月1日から実施する。